

令和3年10月1日より

定期点検制度改正のお知らせ

令和3年10月1日より、定期点検制度改正により車に搭載されているコンピュータOBD(車載式故障診断装置)の点検を1年ごとに実施することが義務付けとなりました。

※2008年(平成20年)10月以降の車両は全て対象となります。※上記以前の車両でもOBD端子装着車両は全て対象となります。

車検や12ヶ月定期点検の際に下記の内容の点検を実施いたします。
基本料金に加え、車載式故障診断装置の点検料金が追加となります。

1 車載式故障診断装置の点検・診断内容

外部診断機を使用して電子制御装置の点検を実施いたします。



エンジン



ブレーキ



ABS



踏み間違い



エアバッグ



横滑り防止

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

駐車場など不適切な場所でアクセルの強い詰込を検知した場合に加速を自動で抑制する装置



自動ブレーキ(衝突被害軽減ブレーキ)

前方の車両との衝突を予測して、自動でブレーキを動作することにより衝突時の被害を軽減する装置



レーンキープアシスト

高速道路等において車線の中央付近を走行するよう自動制御する装置



アダプティブ・クルーズ・コントロール

高速道路等において速度や前走者との車間距離を自動制御する装置



自動運転システム関連装置

2 技術情報管理手数料 1台あたり一律 400円(印紙代)

※自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報を、自動車技術総合機構が管理するシステムを運用していく為の費用です。
※車検の際、全ての車両にご負担いただく費用です。



全日本ロータス同友会 山形県支部

詳しくは国土交通省の
ホームページまで

